

第五十五回国 参議院 通信委員会 會議録 第十号

昭和四十二年六月六日(火曜日)
午前十時四十八分開会

委員の異動

五月三十一日

辞任

田中 茂穂君

補欠選任

迫水 久常君

出席者は左のとおり。

委員長

森中 守義君

理事

植竹 春彦君

寺尾 豊君

西村 尚治君

森 勝治君

古池 信三君

白井 勇君

鈴木 強君

永岡 光治君

光村 基助君

横川 正市君

和泉 覚君

石本 茂君

鈴木 市藏君

郵政大臣

小林 武治君

政府委員

竹下 一記君

電氣通信監理官

鳥山 一郎君

電氣通信監理官

浦川 親直君

事務局側

主任委員専門

倉沢 岩雄君

説明員

日本電信電話公	米沢 滋君
社総裁	
日本電信電話公	黒川 広二君
社総務理事兼技	
師長	
日本電信電話公	武田 輝雄君
社営業局長	
日本電信電話公	松本 馨君
社海外技術連絡	
室長	

本日の会議に付した案件
○郵政事業及び電氣通信事業の運営並びに電波に
関する調査
(電氣通信事業の運営に関する件)

○委員長(森中守義君) ただいまから通信委員会
を開会いたします。

初めに、理事会の結果について御報告いたしま
す。
本日の委員会においては、郵政事業及び電氣通
信事業の運営並びに電波に関する調査を予定して
おりますので、御了承願います。

○委員長(森中守義君) 郵政事業及び電氣通信事
業の運営並びに電波に関する調査を議題といたし
ます。

御質疑のある方は、順次御発言願います。

○鈴木市藏君 この機会に、一番最初の問題につ
いて、郵政大臣おいでになりますのでお聞きした
いと思いますが、きのうも中東でアラブ諸国とい
スラエルとの戦火が開かれましたし、ベトナムの
戦況は日増しにエスカレーションを続けていると
いったような、こういうあわただしい世界情勢の
中で、特に最近における電波の持つ軍事上、外交
上の役割りというものは、かつてないほど重要な
地位を占めるに至ったと思っております。こうい

うときにおいて、平和に徹し中立を守るとい
うことをたてまえとして、日本の基本的な立場
から考えまして、いまの電波行政についてのそ
ういう立場に立つたひとつ基本的な態度をお聞かせ
願いたいと思っております。

○国務大臣(小林武治君) 電波の関係は、御承知
のように、国際機関によって割り当てをきめてお
る。事態がどうあろうと、こういうことに影響な
しにきめてある、こういうことでありますので、
もしました、直すことがあれば、毎年会議を開いて
おりますので、国際協議の上でもって適当な会議
を持つ、こういうようなことであります。いま
の問題については、さしむきの関係はないと、か
ように考えております。

○鈴木市藏君 昨年の九月、韓国のソウルでアジ
ア国會議員連合——略称いたしましたA P Uなる
ものの第二回総会が開かれました。日本からは元
首相の岸さんを団長に、約二十名に及ぶ自民党の
国會議員がこれに参加いたしました。このA
P U総会の決議に基づいて、アジアにおける電氣
通信網の整備拡充をはかるためと称しまして、A
P U計画なるものがつくられました。その点に
ついて、郵政省は御存じでしょうか。

○国務大臣(小林武治君) そういう計画のあるこ
とは知っております。しかし、これは政府段階
のお話でございますので、われわれ直接これに
はタッチしておらぬ、こういうことでございま
す。

○鈴木市藏君 官房長官を長として、外務、郵
政、大蔵の各省が集まって、その具体化について
検討をされているということが言われております
が、この事実がございませぬでしょうか。
○国務大臣(小林武治君) いまのところ、ありま
せん。

○鈴木市藏君 それでは、大臣は否定されました
が、公社はこの内容について御存じでしょうか。

○説明員(米沢滋君) 私は存じておりません。

○鈴木市藏君 この韓国のソウルで開かれた決議
で言われているアジア通信設備会社——仮称とい
うのは、すでに設立されているのじゃないかとい
うふうに考えておりますが、この具体的なことに
ついて、郵政並びに電電公社は双方とも御存じ
ありませんか。

○国務大臣(小林武治君) そういうものが設立さ
れておるとは聞いておりません。

○説明員(米沢滋君) 私も目下聞いておりませ
ん。

○鈴木市藏君 聞くところによりますと、この
A P Uなる会議において、自民党の所属の国會議
員を中心として参加いたしましたメンバーの中の
某氏は、ここにはつきりと、この会議の性格並び
にこれに対する日本政府の協力の度合い、与党と
しての自民党の立場について、かなり突っ込んだ
見解を述べておりますし、また、この会議で韓
国の代表は、きわめてこのA P Uの性格に関する
重大な発言をしているわけであり、これを一
々委員会の席上で読み上げる煩は避けませんが、一
口に言いますと、韓国代表の発言は、このA P U
会議なるものの性格、また、これが目ざす具体的
な計画の方向としては、共産主義諸国に対する軍
事上、戦略上の立場に立つ通信施設なるものをつ
くることに大いに役立つ、日本国會議員団の提唱
はそれを進める上において非常に前進した体制を
われわれに示してくれたことになるといふこと
を、韓国の代表がこの会議で発言しているのであ
ります。こういうことについても、大臣並びに
公社のほうは一切関知しておりませぬでしょうか。

○国務大臣(小林武治君) はつきり申し上げて、
関知しておりません。

○説明員(米沢滋君) 私のほうも関知しておりま
せん。

○鈴木市藏君 これは私は、こういう公開の席上で関知しないということで御答弁をなすつておられますが、しかし、团长が岸信介氏であり、二十名からの大代表団を自民党が出しておられるわけでありまして、このAPUの会議の内容並びにこの会議で方向づけられた計画というものは、きわめて重要なものを含んでいるというふうに思っています。で、この会議はもし大臣並びに公社が知らないと云うならば、われわれはやっぱり、この会議が持つ軍事上、外交上の点から見て、特に東南アジアにおける電波の一般的な計画並びに建設の内容について重要な点があると考えますので、私はこのAPU第二回総会の経過なるものについて、この際ひとつ明らかにしておく必要があるというふうに思っております。

この日程は、昨年の九月の二日から開かれまして、九月の十一日に終わっておりますが、この期間、参加代表団は、いま申し上げました日本をはじめとして、中華民国—もちろんこれは台湾であります。ラオス、マレーシア、フィリピン、タイ、ベトナム、こういったようなところの代表合計八十二名によって構成されているわけでありまして、それで、オブザーバーとしてインドネシアとオーストラリアが参加しております。それで、各国代表団より選出された理事には、日本は二人の国会議員がこれに参加しております。それで、電気通信特別委員会の委員には、特に日本側の某国会議員が副委員長として参加されているわけでありまして、このアジア国会議員連合第二回総会の概要なるもの内容は、先ほど申し上げましたように、平和的な立場としての電波行政をはるかに逸脱しているやに考えられる重要な内容を含んでいるものと言わなければなりません。もちろん、日本代表団長は、先ほど申し上げました岸氏であります。いまの団員を代表して衆議院議員の某氏が発言しておりますが、これを受けてまして、先ほど申し上げましたような、韓国の代表は、この会議を通じてこのマイクロウエーブ・ラジオ通信施設を設ける計画を立て、そして

各メンバー国間にすでに設けられている通信技術養成センターを統合強化することだ、こういう結論を出してございまして、前記の諸目的を達成するために、アジア通信設備会社なるものを設立するよう提案すること、この会社の資本金は、参加各国の同額出資によるものとする、各国出資額は十万美元とし、第一回払い込みは五万ドルとするというところでございまして、明らかにこの会社の資本金は参加各国の同額出資という形において国家的な立場でこれに参加することを申し合わせているわけでありまして、これは第一回が東京で開かれました。これは一昨年の一九六五年東京で開かれました。第二回会議がソウルで昨年九月に開かれました。先ほど申し上げたような事情を考慮いたして見ますと、このことがかなり具体的な問題になって日程にすでのぼりつつあるのではないかと。これらの会議の諸経過から考えて見まして、そううかがわれるのであります。これらの点については、郵政省としては何らの相談もしくは打ち合わせ等のこともなかつたのでございまして

○國務大臣(小林武治君) これは私も職務外です。お話を聞きしておることはあります。郵政大臣としてではなくて、職務外でお話をお聞きしたことはありますが、この問題は、政府レベルの問題にならなければなりません。これはあくまでもいまのところは、アジア議員連盟のお話でありますから、各国とも、まだ政府レベルの話には何もなっていないと、こういうことではあります。それからAPUがどういうことにお出になるかわかりませんが、おそらく、いろいろなことをいまおっしゃいましたが、民間レベルではこういうことはできない。したがって、また、あるいは政府レベルの話し合いになると、こういうこともあり得るかもしれませんが、いままでのところは、そういうことになっておりません。ただ、そういう計画とかいまおっしゃったようなことは、私は職務外として知ってはおります。しかし、政府の立場においてこれに回答したことはな

いと、こういうふうに御承知願います。○鈴木市藏君 民間レベルの話で、政府としては関知はしていないと……○國務大臣(小林武治君) いままでのところは……○鈴木市藏君 いままでのところはおっしゃっておりますが、ここに出てくるメンバーから見ても、どうもそういうことはちょっと言えないと思っております。大臣がそう否定しておりますから、これ以上この問題について深く立ち入ることは避けたいと思っております。しかし、このAPU計画なるものの案件は日本側から提案されているという点に、私たち非常に重要性を感じているわけですから、この日本が中心になってつくられているということでありまして、この具体的な地図さえ出ているんです。さういふことについて、この地図などを大臣御存じですか。ここにいわゆる、さつき言いましたAPUから出された、東南アジアの通信計画一覽表の地図です。○國務大臣(小林武治君) 見たことがあります。○鈴木市藏君 大臣はこのような地図をごらんになり、あるいは、まあ政府代表としてではなく、個人もしくは民間という形で聞いたということをお聞きおっしゃいましたが、そういう場合に、通信行政の責任者として、現在これをどうお考えになつておられますか。○國務大臣(小林武治君) いまの東南アジアの通信が非常に不十分だということは、どなたもこれは承知されておるところだと思えます。で、通信そのものは平和の維持のために非常に大事なことでありますから、東南アジアの通信施設がもっと改善されることは、私はやはり適当であろうと、こういうふうに考えておりますが、私は繰り返して申し上げますが、いまその議員連盟のお話し合いの範囲を出ておられない。したがって、これからこれは政府段階でもって話をしてみたい、こういうことになるかどうかはわかりませんが、また、いまの参加諸国におきましても、政府レベル

からは何のお話もないというのが現状でございます。○鈴木市藏君 政府レベルの話がないということは、先ほど大臣もおっしゃられたから、それはそうだと思います。しかし、この計画がどういふ目標を持ったものであるか、どういふ内容であるかというところは、お話を受けたときには、東南アジア及び東北アジアをこのような通信網で結ぶことによる軍事的な通信施設であるという性格がきわめて濃厚なものだと言わなければなりません。で、先ほどちょっと申し上げましたが、これは東京とグアムとマニラとサイゴン、この四つが起点になって結ばれている海底ケーブル並びにマイクロウエーブの計画の地図ですが、電電公社が引されました東南アジアの海底ケーブル、マイクロウエーブの建設あるいは各国が行なっているであろうと考えられるもの集めました地図よりも、はるかに具体性を持ち、かつ、計画性を持った地図だというふうに考えられます。こういうものの内容については、電電公社は全く御存じありませんでしょうか。○國務大臣(小林武治君) これは御承知のように、電電公社は国内の施設をおやりになるものであります。海外に行くものは国際電信電話公社がおやりになる、こういうことで、いま日本からはグアムを通じてマニラまで海底線は使っております。それから遠いほうは、こういふこととでもありまして、いまのところ、たとえば台湾に海底線を引くとか、あるいはマニラからどこかへ引くということについては、具体的な計画はわれわれはないように聞いております。○説明員(米沢滋君) ただいま大臣のお答えがありました。電電公社は国内の電信電話のサービスを提供し、あるいは電気通信設備を建設することが本来の業務でありまして、私のほうの所管ではございません。○鈴木市藏君 いま電電公社の所管ではないというところは、一応の公衆電気通信法によってもきめ

た、いまの参加諸国におきましても、政府レベル

た、いまの参加諸国におきましても、政府レベル

た、いまの参加諸国におきましても、政府レベル

○鈴木市藏君 どうしてですか。

○國務大臣(小林武治君) 問題があれば——私は政府じゃありません。政府の一部分にすぎないのでもし国でそういう方針をきめたなら、閣議なり外務省が提案して、そして、そういうことをやるかどうか、あるいは協力するかどうかということをおきめになるのですね、そういう相談を経てからでなければ、やれない、言えない。

○鈴木市藏君 くだいようですが、これについて、つまり、郵政省当局として積極的に賛成をするのか、どうするかという態度はますますとることはできなくとも、少なくとも、これが政府レベルの問題になったときにはどういふ態度をおとりになるのか、これはもうあなたが先ほど、まだそこまでは話具体的にいってないと言っておりますけれども、必ずしもそうではないと考へますので、これが具体化したときの、一体郵政当局の態度はどうあるだろうかということをお聞きしているのです。あなたに全部政府のことを答弁しと言っているのではない、郵政当局としては……。

○國務大臣(小林武治君) この電波の使用は、日本の関与する問題じゃありません。東南アジアが国際的に割り当てられた電波をお使いになるので、私も、その施設の趣旨がどうだこうだという、電波そのものは日本が割り当てるのじゃありません、これは国際機関によってわれわれが割り当てられたものを使う、こういうことでありますから、われわれが容喙すべき筋じゃありません。また、そういうものがわれわれとしては、公衆通信上げつこうなことじゃないか、こういうことを言うておるのであります、いまの通信状況が客観的に見て私はいいと思っていない。ただ、そういうようなことを第三者として見ておるだけでありまして、また、日本がこの回線に直接つながる問題でもない、したがって、これはいまの政府の一部としての郵政省が関与すべき問題ではないので、必ず、問題となれば、外務省がこれはお取り上げになるべき問題であらう、こういう

ことを申しおるのであります、私も、通信というものが、いわゆる軍事に使うものは軍用線だとは思っておりません。これはあくまでも、われわれは公衆通信の立場においておやりになっておる、こういうふうな思っております。

○鈴木市藏君 そうすると、もうかなり話は進んでいると見ていいわけですね。あなたのいまの御説明によりまして、これは公衆上の通信施設である、こういうふうな御見解ですから、あなた自身は、かなりもう具体的には聞いていたが、しかし、その性格はやっぱり公衆上のものだ、こういう御見解だと理解してよろしゅうございませうか。

○國務大臣(小林武治君) これは、私が要するに、職務外でいろいろな話を聞いているということをお申し上げたのであります。しかし、われわれに、もしたごとお話になるにしても、何もわれわれに軍事上の話をされるわけがありません。公衆通信としての話をされるにきまつております。したがって、いまのような話は進んでおらんぬということと事実で、これからどうなるかわかりません。いま政府レベルでこれを検討している段階ではないということをはっきり申し上げておきます。

○鈴木市藏君 この計画の主たる性格が、やっぱり東南アジアにおける、つまり、反共体制の確立という問題に資するための通信施設であるというところにその問題がある、重要な問題があるというふうな私たちが考へて質問をしているわけなんです、ここが、これが単なる公衆上の通信を云々する、という、そういうものじゃないんじやないか。それはどんな場合でも、初めからこれは反共の政治体制をつくるための通信施設だと、むき出しに言う者はいませんから、それは表面上のことばを語ることもいいですけども、しかし、具体的に計画を追ってみますと、決してそれは言えないわけです。たとえば、先ほど申し上げましたように、地図を見ますと、まずグアム島が全体の中心

になつておるようです。そうして東京、マニラ、バンコクがその拠点になつておるというところがよくわかります。それで、特に問題とすべきは、緑の点線がAPU計画によるマイクロ回線でありまして、一つは、南ベトナムのサイゴンからマレーシアのコタバル、さらにシンガポール、インドネシアのジャカルタに至るものがあります。二つ目は、サイゴンからコタバル間にバンコクからの回線を接続させるのが一つ。三つ目に、タイの国内回線を一つはラオスのビエンチャンまでもう一つはパクセまでそれぞれ延長して、ビエンチャン——パクセ間にマイクロ回線を新設する、こういう具体的な内容を持つておるのであります、これが完成すれば、南ベトナム、ラオス、タイ、さらにマレーシア、シンガポール、インドネシアが完全に結びつけられ、マニラを中継にしてグアムに接続される、これが東京に来る、地図を見ますと、こういう関係になつておるのであります、これらの地域の今日の軍事的な政治情勢ともならみ合わせて考へたときに、これがいみじくも、先ほどの韓国の代表が述べたような、アメリカの東南アジアにおける軍事的、政治上の作戦に重大な寄与をなす通信網の整備である、建設計画である、こういうことがこれは私なんか、しろうとですけれども、そのしろうとが見てもはつきりそういうことがうかがわれる性質のもので、これは、したがって、これを大臣が話を受けて、これは公衆通信の整備の一つだと、まだ政府間の話になつていないが、けつこうなことだと言わんばかりのようなお話をしておられる。私たちはその感覚は非常に危険なものがある、主観的意図はどうか、客観的にそれはきわめて危険なものがあるというふうな考へておられます。再度この点について、私は具体的ないま地図の内訳をもつて御質問申し上げているわけですから、お答え願いたいと思つておる。知らないわけはないですよ。

○國務大臣(小林武治君) これは私は、どこからどういふふうな引くのか、地図を見ただけで記憶も何もない、こういうわけでありまして、外国

がおやりになることで、第三国、われわれにとつて第三国の外国がおやりになることで、われわれがやることじゃありません。したがって、これらについて鈴木さんはいろいろな考へ方をされる、われわれはまた一つの第三者としての見方をしておる、こういうことでございまして、この問題はこれ以上いろいろお話しになつても結論が出ないんじやないか。第三国というのは、要するに、外国がおやりになることで、外国同士でおやりになつておることで、日本は直接参加していない。これはAPUでもって議員さんの有志がいろいろ御相談なさることは政府には関係がない。いまの回線網というのは、それぞれ外国間の回線網であつて日本にはいま直接の関係がない、こういうことでございませう。

○鈴木市藏君 これは第三国のやつておることで日本には全然関係がないと言われましたが、その第三国というのは、どこを一体具体的にさすのですか。

○國務大臣(小林武治君) 第三国というのは、要するに、日本を除く国ということでは私は申し上げておるべきです。

○鈴木市藏君 第三国というのは具体的な名前は何ですか。

○國務大臣(小林武治君) 東南アジア十カ国かなんか入つておるでしょう、そこに。

○鈴木市藏君 全部ですか、これは。

○國務大臣(小林武治君) 全部かどうか知りませんが、あなた地図をこらんとおき、その国の間にやつておるのだから、これはよくおわかりでしょう。どの国とどの国の間に回線があるということは。

いうのは、これはだから、私が先ほど申し上げましたように、あなたも認めたわけですね、つまり、大槻さんはさような、三十二年の八月に台湾でマイクロエープの設置についての測量調査を行なったということについて国会で認めているわけですから。その後、つまり、技術協力覚え書きなるものが、私たちが聞くところによると、つくられてある。これが三十六年にもまた改定になっておるかに聞き及んでいるが、その後、国会でこの問題に対する追及——明らかになつておりませんので、これを資料として提出していただきたい、こういうことを言っておるわけですから、何を具体的にあなたは検討して処置するというんですか。

○説明員(黒川広二君) 先生のお話の大槻マイクロ部長が台湾のマイクロエープを測量しましたことと、この覚え書きとは全然関係がございました。で、そういうものはございますので、その提出方につきまして公社において検討して御要望に沿いたいと思っております。

○鈴木市藏君 これはできるだけひとつ要望に沿うように検討してください。そういう立場で質問いたしますが、三十三年以降、台湾からの研修生、調査団というものはどのくらいになっておりますか。うち、軍の関係者は一体どれだけでしょうか、公社からのまた派遣等もどうか、この三つの点をお答え願いたい。

○説明員(黒川広二君) 数字については、ただいま持ち合わせておりませんが、軍とは全然関係がございません。また、当方も台湾に日本の電気通信事情を説明するために、ごく少数の人間を派遣したことはございますが、これも軍とは全然関係ございません。

○鈴木市藏君 現在台湾に引かれております通信施設の概要については、公社も知っておられるはずだと思えますし、特に大槻さんなどが調査測量までされたのですから、実情はかなり知っておられると思えますが、台湾の台北から高雄に至るところの縦断幹線通信施設なるものの性格は、まさ

に大槻さんも国会で答弁なすつたように、今日でも公社はやはりこれは軍事的な性格のものであるということについては認めておられると理解してよろしゅうございますか。

○説明員(黒川広二君) 現在台湾政府がどのような設備を持つておるかということに關しまして、つまびらかな資料を持ち合わせておりませんが、台湾を縦断したマイクロは公衆通信及びテレビの中継等に使つておると聞いております。

○鈴木市藏君 その際に、この大槻調査団なるものの報告書を委員会に提出されたという強い要望があったときに、当時私の記憶により、望みと、当委員会ではなかつたかというように思いますが、米沢総裁はかたくこの資料の提出を拒んだ事案がございましたか。

○説明員(米沢滋君) 私、総裁になりました二年しかたちませんで、私が拒んだのじゃなくて、前の総裁の時代だと思つて。

○鈴木市藏君 この資料というのは、当時のつまり、大槻調査団資料というのは、公社に、手元に残つておるのでございますか。

○説明員(黒川広二君) これは契約によりまして設計結果を提出いたしました、あと一切の資料を委託先に提出せよという契約になっておりますので、現在、資料は一つも残つておりません。

○鈴木市藏君 その資料のもともなるものは、コピーのようなものも何もないのですか、報告書のコピーなるものは、報告書の写しはないのですか。

○説明員(黒川広二君) これは契約によりまして、全部そのような資料を先方に出せよということになっておりますので、私どものほうとしては、そういうものを持つておりません。

○鈴木市藏君 先方に一切これを出せよといった先方とはどこですか。

○説明員(黒川広二君) この契約の当事者が、相手側は米軍でございますので、米軍と契約いたしましたので、それをさしておるわけでございます。

○鈴木市藏君 そうすると、この米軍との契約によつて調査されたこういう事業は、やはり公社法の精神から見て、今日では古いことですが、やはり明らか逸脱であつたと、これは三十四国会で当時その調査に当たりました大槻さん自身も認めておることであるが、再度この点については、今日やはり公社の立場としても確認できることだと思つて、いかがですか。

○説明員(黒川広二君) 先ほど営業局長が説明申し上げましたとおり、公社本来の公衆電気通信業務の円滑な遂行を妨げない限り、委託がございました場合には、政府等の御了解を得まして公社はこれを履行したものでございまして、これが違法であるとは現在考えておりません。

○鈴木市藏君 これはかなり私たちが重要な見解の食い違いだと思つて、この台湾におけるアメリカ軍の委託によるこのような事業を、公社法の立場から見れば違法ではないと、これを言ひ張る、そういうふうな言明される態度というものは、これはわれわれの見解とはかなり大きく食い違つたものがあると思つて、この立場で問題をあなた方がやられるならば、これは公社法というやつはあつてなきにひとしいようなものでありまして、どこへでも出かけて行つて、どこへでも軍の委託でもやれるのだ、こういうことになりはしませんか。拡大解釈したらきりがなく、ここに落ちつく危険を持つておると思つて、その辺のところどうですか。

○説明員(黒川広二君) ただいまのお話の軍の委託というところでございますが、あの場合はごく例外でございます。一般の場合には、政府の海外技術協力事業の一環といたしまして行なうか、あるいは公社が相手の海外の国から協力の依頼を受けて行なう場合におきましても、関係政府機関の御了解を得て実施をするというたてまえでございます。そのまた量はきわめて少ないものでございまして、公社の本来の目的であるところの公衆電気通信業務の円滑な遂行に妨げがない範囲で行なつておるという現状でございます。

○鈴木市藏君 量が少ないとか多いということも言つておるのじゃないのです。つまり、たてまえとして、あれは公社法の原則としてそれは逸脱してはいないか、まして、いまあなたがここでまた再び繰り返して申しましたように、三十二年の八月に、とにかく大槻無線部長が台湾の無線の、マイクロ通信の測量調査を行なった、ところが、アメリカ軍の委託によるものだ、その報告書も何も全部アメリカ軍に差し上げて何も残つていない、これも今日振り返つてみて、これが公社法の精神を逸脱したものでないか、こう言つておられるのですから、これは三十四国会で衆議院の安保特別委員会で大槻さん自身が認めたこととは違つたじゃありませんか。いつそういうふうに変つたのですか。

○説明員(黒川広二君) 当時の台湾縦断のマイクロ設備については、契約先は軍ではございましたけれども、軍も使いますし、また、公衆通信にも使う、あるいはテレビの中継にも使う、こういうことでもございまして、単に軍目的にだけ使うということでも、私もそれだけを承知してまいつたものではございません。公衆通信業務にも供用するマイクロエープでございまして、そういう供用するということも聞きまして、協力の委託を受けて協力したわけでございます。その後、軍等の委託を受けて協力したことはございません。

○鈴木市藏君 たいへん申しわけありませんけれども、黒川さん、あなたこの当時公社のそういう責任のある立場におられた方ですか。約十年前のことですから、あなたにもし質問して困る場合には、速記をとめてもいいですが、いまあなたのおっしゃつたことは、公社の統一見解かどうか、当時の速記録——三十四国会の速記録を持つて来て聞いているのですから、公社の統一見解だとおっしゃるのでしたら、当時の速記録と対照して見ないと……。

○委員長(森中守義君) ちょっと速記をとめて。
〔速記中止〕

○委員長(森中守義君) 速記を始めて。

○鈴木市藏君 これは安保特別委員会の議事録ですけれども、ここでやはりはっきりと、これは軍事関係のものであつてということを認めておられるわけですね、大槻さん。これは質問者は社会党の岡田議員ですが、話のあった当時はそうだとおぼろげなかつた、台湾に行つて見て初めてその事実がわかつた。最初に出発のときは、必ずしも向こうの軍あるいは米軍ということは考えていなかったわけでありまして、その報告書にもございまして、二、三回打ち合わせしている間に、はっきり軍用であるということに決定をして、われわれも了解したわけでございますと言つておられるのです。いまあなたのおっしゃつたように、台湾通信省が使うものであるかの疑問もございまして、それからディスクラスしたわけでありまして、結局はつきり軍用であるということがわかつた、こういうことを言つておられるわけでありまして、これは、速記録を一通り読んで説明を申し上げておられる間、いともたがございまして、はつきりとおぼろげな間、あるいはほかの、TTAと申しますが、台湾通信省が使うものであるかの疑問もございまして、二、三回後に、はつきり軍用であるということに決定をして、われわれも了解したわけでございますと言つておられるのです。いまあなたのおっしゃつたように、はつきりここに書いてある。それまでは、テレビに使うもの、あるいはほかの、TTAと申しますが、台湾通信省が使うものであるかの疑問もございまして、二、三回後に、はつきり軍用であるということに決定をして、われわれも了解したわけでございますと言つておられるのです。

○鈴木市藏君 だから、私は、いまの公社の姿勢が、あの当時の、台湾のああいう形の、軍用であるということがはつきりわかるようなああいう形から言つても、また、日本全体の通信業務のたてまえから言つても、正しくないということについての見解の統一がもうすでに公社としては行なわれておられるのだと思つておつた。ところが、さっきの御説明を聞きまして、あの台湾のような場合でも逸脱ではないんだと、こう言つておられるので、これは非常に私たちの見解と食い違ひを来たしているわけですが、再度、この点について、これはかなり具体的な問題ですから、あつた台湾で行なつたようなああいうケースは公社法のたてまえとして好ましくないという見解か、それとも、あれをも含んでそれは公社法のたてまえから言つて正当であるというふうにお考えか。もう非常に簡単ですから、ひとつ、総裁のほうから、これはお答えを願ひたいと思ひます。

○説明員(黒川広二君) 十年前の話であります。この公社法第三條第二項の問題につきましても、これは私はその時点において考へるべきだといふふうに思ひます。公社の業務に差しわりがあるかないかといふことは、私は、私がいま総裁でございますが、私がいまの時点において考へるべき問題でございます。したがつて、今後の問題につきましても、私は公社の業務に関係があるかないかは私が判断してきめたい、こういうふうに思つておられます。

○鈴木市藏君 それでは、いま総裁がそうおっしゃつておられますから、話を先に進めたいと思ひます。私がいま十年前の問題を出したのは、現に戦火が広がつておられます南ベトナムに對しまして、公社は三十二年に在日米軍調達部と契約を結んで、南ベトナムに十六名の公社の職員を派遣して、マーグの監督のもとで、南ベトナムの軍の直接指示に従ひながら、約二百二十日間にわたつて、マイクロ通信施設の測量調査を実施した、このことも十年前、ちょうど台湾と時期を同じくしておりますが、このことは国会のあのときには問題にはなつておりませんでした。これははつきりとは、在日米軍調達部と契約を結んだという形になつておられますので、かなり台湾のとよく似ておられるのですが、こういうことについて、南ベトナムにいま申し上げましたような人数と日数をかけてマイクロ通信調査を行なつたということは確認をされますか。

○鈴木市藏君 これは安保特別委員会の議事録ですけれども、ここでやはりはっきりと、これは軍事関係のものであつてということを認めておられるわけですね、大槻さん。これは質問者は社会党の岡田議員ですが、話のあった当時はそうだとおぼろげなかつた、台湾に行つて見て初めてその事実がわかつた。最初に出発のときは、必ずしも向こうの軍あるいは米軍ということは考えていなかったわけでありまして、その報告書にもございまして、二、三回打ち合わせしている間に、はっきり軍用であるということに決定をして、われわれも了解したわけでございますと言つておられるのです。いまあなたのおっしゃつたように、台湾通信省が使うものであるかの疑問もございまして、それからディスクラスしたわけでありまして、結局はつきり軍用であるということがわかつた、こういうことを言つておられるわけでありまして、これは、速記録を一通り読んで説明を申し上げておられる間、いともたがございまして、はつきりとおぼろげな間、あるいはほかの、TTAと申しますが、台湾通信省が使うものであるかの疑問もございまして、二、三回後に、はつきり軍用であるということに決定をして、われわれも了解したわけでございますと言つておられるのです。

○鈴木市藏君 だから、私は、いまの公社の姿勢が、あの当時の、台湾のああいう形の、軍用であるということがはつきりわかるようなああいう形から言つても、また、日本全体の通信業務のたてまえから言つても、正しくないということについての見解の統一がもうすでに公社としては行なわれておられるのだと思つておつた。ところが、さっきの御説明を聞きまして、あの台湾のような場合でも逸脱ではないんだと、こう言つておられるので、これは非常に私たちの見解と食い違ひを来たしているわけですが、再度、この点について、これはかなり具体的な問題ですから、あつた台湾で行なつたようなああいうケースは公社法のたてまえとして好ましくないという見解か、それとも、あれをも含んでそれは公社法のたてまえから言つて正当であるというふうにお考えか。もう非常に簡単ですから、ひとつ、総裁のほうから、これはお答えを願ひたいと思ひます。

○説明員(黒川広二君) 十年前の話であります。この公社法第三條第二項の問題につきましても、これは私はその時点において考へるべきだといふふうに思ひます。公社の業務に差しわりがあるかないかといふことは、私は、私がいま総裁でございますが、私がいまの時点において考へるべき問題でございます。したがつて、今後の問題につきましても、私は公社の業務に関係があるかないかは私が判断してきめたい、こういうふうに思つておられます。

○鈴木市藏君 それでは、いま総裁がそうおっしゃつておられますから、話を先に進めたいと思ひます。私がいま十年前の問題を出したのは、現に戦火が広がつておられます南ベトナムに對しまして、公社は三十二年に在日米軍調達部と契約を結んで、南ベトナムに十六名の公社の職員を派遣して、マーグの監督のもとで、南ベトナムの軍の直接指示に従ひながら、約二百二十日間にわたつて、マイクロ通信施設の測量調査を実施した、このことも十年前、ちょうど台湾と時期を同じくしておりますが、このことは国会のあのときには問題にはなつておりませんでした。これははつきりとは、在日米軍調達部と契約を結んだという形になつておられますので、かなり台湾のとよく似ておられるのですが、こういうことについて、南ベトナムにいま申し上げましたような人数と日数をかけてマイクロ通信調査を行なつたということは確認をされますか。

○説明員(黒川広二君) 先生のだいだいのお話のね。

○説明員(黒川広二君) 先生のだいだいのお話のね。

○鈴木市藏君 それでは、いま総裁がそうおっしゃつておられますから、話を先に進めたいと思ひます。私がいま十年前の問題を出したのは、現に戦火が広がつておられます南ベトナムに對しまして、公社は三十二年に在日米軍調達部と契約を結んで、南ベトナムに十六名の公社の職員を派遣して、マーグの監督のもとで、南ベトナムの軍の直接指示に従ひながら、約二百二十日間にわたつて、マイクロ通信施設の測量調査を実施した、このことも十年前、ちょうど台湾と時期を同じくしておりますが、このことは国会のあのときには問題にはなつておりませんでした。これははつきりとは、在日米軍調達部と契約を結んだという形になつておられますので、かなり台湾のとよく似ておられるのですが、こういうことについて、南ベトナムにいま申し上げましたような人数と日数をかけてマイクロ通信調査を行なつたということは確認をされますか。

○鈴木市藏君 それでは、いま総裁がそうおっしゃつておられますから、話を先に進めたいと思ひます。私がいま十年前の問題を出したのは、現に戦火が広がつておられます南ベトナムに對しまして、公社は三十二年に在日米軍調達部と契約を結んで、南ベトナムに十六名の公社の職員を派遣して、マーグの監督のもとで、南ベトナムの軍の直接指示に従ひながら、約二百二十日間にわたつて、マイクロ通信施設の測量調査を実施した、このことも十年前、ちょうど台湾と時期を同じくしておりますが、このことは国会のあのときには問題にはなつておりませんでした。これははつきりとは、在日米軍調達部と契約を結んだという形になつておられますので、かなり台湾のとよく似ておられるのですが、こういうことについて、南ベトナムにいま申し上げましたような人数と日数をかけてマイクロ通信調査を行なつたということは確認をされますか。

私はお述べになったんほうがいいじゃないかというふうに思いますが、再度見解を承りたいと思えます。

○光村基助君 関連して。この旅費はどこからお出しになったのですか、それもあわせお聞きしたい。

○説明員(米沢滋君) 私、当時のことを知りませんので、お答えできません。

○説明員(黒川広二君) 旅費につきましては、契約でございますので、契約いたしました経費によりましてまかなっております。

○光村基助君 もう一つ。そういう軍事上の契約で頼まれても、電電公社は職員をそういうふうに使っていいのですか。

○説明員(米沢滋君) 私、先ほど申し上げましたように、だいたい前の話でございます。十年前の話であります。私はこの公社法第三条第二項は、これは私が今後問題が起こった場合に、その時点において考えた、こういうふうな申し上げた次第でございます。

○光村基助君 前のことじゃなくて、今後ともそういうことがあったら使っていいのですかと聞くのです。

○説明員(黒川広二君) 私どもといたしましては、当時の情勢では、政府の御支持も得まして契約いたしましたわけでございますが、その後は、先ほどから申し上げましたように、軍との契約はいたしておりませんので、あまり好ましく——そのときの情勢によって判断いたしますが、現在までそれにふさわしいような契約というものはないわけでございます。

○鈴木市藏君 先ほど総裁自身がそれは私が判断をして決定するものだということばの言外の意味を、好ましくない、これは——というふうな、私たちがもしそう理解する以外にないのじゃないか。それは十年前だと言われましても、これがなおざりになっているというところが、先ほど郵政大臣に私が盛んに質問したことの中の一つであるAPUの軍事的な性格を持ったこの通信網の設

立に、いまのような姿勢で公社は引きずり込まれる、公社は必ずこれに協力させられる、そのときには、やはり東南アジアの国々との平和的な通信をやるために、その国のテレビのためにというようなことを口実に、今日になってみれば、台湾や南ベトナムがはつきりとアメリカの軍事施設であつたということがわかるように、また、このAPUのそういうふうな名目によってなされる通信も、一皮はげば東南アジアにおける軍事的性格がきわめて濃厚である。これは、歴史は繰り返すと言いますから、そういう点で、十年前のこの事実

は、今日私は公社の姿勢を正す上にとつて非常に重要だ、そういう立場で、あえて十年前の問題を引き出して、公社の今日の立場をはつきりとしたほうが、今後のために、私は公社自身としてもよろしいのではないか、こういうことで質問をしたわけですが。

さて、問題は次に、先ほどのAPUプランに基づくところにちよつと移りますが、APUプランなるものが力をこめて今後マイクローエーブを設立しようとしているのは、タイのつまり国境にあるラオスですね、ラオスに向かって非常にマイクローエーブの設置の計画を急いでいる、かなりこれは具体的に進んでいるかのように聞いているわけですが、このラオスに対して公社がどの程度の調査をいたしますか、あるいは技術援助といえますか、そういうことをなすつた経緯があるかどうかをお聞きしたいと思います。

○説明員(黒川広二君) ラオスに対しては、技術協力をしたことはございません。

○鈴木市藏君 公社自身としては直接にはなくとも、公社が参加している何らかの機関を通じて参加したことはございませんか。

○説明員(松本馨君) お答えいたします。いまの御質問に関しましては、いかなる形においても調査をしたことがございません。

○鈴木市藏君 これ、台湾、南ベトナム、さらにラオス、こういつた一連の計画を持っている、先ほど読み上げましたようなAPUの計画がありま

すので、これに対処するところの協力方の要請が公社に——公社直接ではなくとも、公社の参加する海外技術協力の機関なるものを通じてこういう要請があつた場合の公社の見解をお聞きしたいと思つております。

○説明員(黒川広二君) 現在、先生のお話のAPU計画なるものを存じておりませんので、そういう要請があつた場合はどうするかというふうなことに聞かして、検討したことがございませんので、いまのところ、お答えすることができないわけでございます。

○鈴木市藏君 そうすると、先ほどのAPUの計画なるものについては、公社は全く知らないのですか。あるいは、先ほど大臣も言ったように、個人的にも全然知らなかったというのでございませ

○説明員(黒川広二君) 正式に公社がそれに参画した、あるいは相談を受けたということとはございません。あるいはあるものがあるのだという話のことは聞いております。

○鈴木市藏君 先ほど、約二十名にのぼる自民党国会議員団が韓国へ行って、あつた計画を立ててくるのに、日本の、つまり、電信技術関係のやはり最先端にいる公社側技術陣の意見を聞かずに私はあのような計画が具体化されるということ、は、ちよつと考えられないか。あつた計画の設計図自身もできないじゃないかというふうに思つておられますが、公社は部内としてそういうことにタッチしたという事実は全くございませんか、念を押してお聞きします。

○説明員(黒川広二君) APU計画に關しまして公社がタッチしたことはございません。

○鈴木市藏君 それでは、APUを離れても、東南アジア通信網設置に関する計画というふうな、幅広く然とした名前についての技術協力をしたことはございませんか。

○説明員(黒川広二君) 東南アジアに關しての通信網計画というふうな問題に關しまして、公社が技術協力をしたことはございません。

○鈴木市藏君 では、他の民間の法人を通じてそういうことを、協力の体制をとつたことはございませんか。たとえば海外電気通信協力会を通じて、多くの公社の職員を海外へ派遣したりなどしたことはございませんか。

○説明員(黒川広二君) 海外技術協力がそのような計画に協力したということも聞いておりませんが、海外技術協力会を通じて海外諸国に、技術協力のために、東南アジアの關係以外も含めまして、派遣したことはございません。

○鈴木市藏君 派遣したことはないので、おたたくほうに資料として求めたりしたものが、これ協力によって出していただきまされたが、この出した資料は、これ全部じゃございませんか。これ、ほんの一部ですね。私たちの知つている範囲から見ても、あなたの方のほうから出された資料というのの一部です。全部じゃないというふうな考へて質問してはいますから、同じようなことを答へたつてだめです。

○説明員(米沢滋君) 電電公社といたしまして、海外派遣については、大体二種類があると思つて、一つはこういうふうな、たとえばジュネーブ算で認められておられる、たとえばニューネーパナリ、あるいはニューヨークなり、あるいはバンコクに駐在員を置くということによりましてやっております。あるいはまた、国際会議その他ITUとの關係とかその他で、いわゆる外国旅費等の中でもいろいろ細目がございます、それによつて外国に人を派遣しては、これが一種類あります。

それからもう一種類は、これはいわゆる、先ほど来問題がございましたが、公社法第三条第二項によりまして、公社本来の業務に支障なしという判断がある場合には、その制限のワク内におき

まして、政府の海外技術協力事業の一環として、電気通信技術に関する海外協力を行なう。あるいは公社が直接相手方から電気通信技術に関する協力依頼を受けて海外協力を行なう。しかし、この場合におきましても、政府その他関係機関と十分協議して行なう。この二種類があるのでございまして、数字につきましては、主管局から申し上げます。

○鈴木市藏君 いまその二種類あるということばわかりました。

それで、時間の関係もありますので、あと二、三質問をして終わりにしたいと思います。一つは、昭和三十五年の七月に、公社が、通信研究所の調査役をしておられる横井大六さんを団長として、日本電気などの技術者と一緒になって、トルコ、イラン、パキスタンに派遣したことがございしますが、この調査団の目的は何だったのでしょうか。また、この調査団の果した役割り。それで、この調査団の報告書なるものは、いま公社の手元にございますか。この三点をお聞きしたい。

○説明員(黒川広二君) どういう形で派遣したか、はつきりいまずに資料がございませんで、よく調べてお答えいたしたいと思っております。そういうことがあったと私は記憶していません。

○鈴木市藏君 これはあなたのほうにも関係がある社団法人海外電気通信協会の海外電気通信協力事業概要なるものの中に載っていることですから、お聞きするわけですが、このトルコ、イラン、パキスタンに派遣したこの調査団の目的は、つまり、CENTOマイクログ網建設計画であるということなんですね。このCENTOというのは、言うまでもなく、御承知のように、アメリカの中近東の軍事同盟であります。このアメリカの軍事同盟の必要のために、ここでもまた同じことをやらされておる、台湾、南ベトナム、さらには中近東と、こういうふうに出てくるこれらの事実というものは、私はまあ、日本の

電電公社がアメリカの軍事同盟の基地の神経を何とかつないでいっているような役割りをしていて、あなたたちは、主観的に、それはそうではないのだと、平和的なものだと言っておられるでしょうけれども、事実が示すところは、こういうふうなことからアメリカの軍事網整備のために技術協力をされているという事実についてどう思うのです。これは、この調査団の調査項目の欄に、はつきり書いてある、CENTOマイクログ網計画。どういふふうに私たちは理解したいのでしょうか。

○説明員(黒川広二君) これは先ほどの台湾とかベトナムのものと違っていて、そういうマイクログの計画があると、設計もできておると、それにつきまして日本の機材が輸出できないかどうかと、あるいは建設ができるかどうかというのを調べる必要がございましたので調べたわけでございます。設計をしたわけでもございませんで、日本がそれを落札したこともないわけでございます。大きなマイクログウェブの工事があるというので、日本のメーカーがはたしてそこに入札をできるかどうかというふうなことの関係上調べに行つたものと私は記憶をいたしております。

○鈴木市藏君 そういふ目的で行つたので、これは軍事目的協力の範囲ではないということをおなは言いたいのではいけません、事実は、これがこのような軍事的通信網であるということは明らかでございます。百歩かりに譲つて、それがそうでないという場合であっても、なぜ一体公社がですね、日本の民間技術会社がそこでもって商売をやるかどうかということについて、一緒に技術協力をしたり、お手伝いをする必要がございませんで、そういうこと、いままでもたびたびやっていますか。

○説明員(黒川広二君) メーカーは機材を製造いたします。われわれは全体のシステムを設計いたしまして、マイクログの局であればどういふアンテナをつけ、どういふ機材を使い、どういふ電源を

使用と、あるいは高さをどうするかというふうなる電気通信施設の設計は、当時部外にはその熟達者がおりませんで関係上、海外協力という意味で、その協力会に少数人を貸したわけでございます。

○鈴木市藏君 そういふあれですか。技術を貸す仕事も公社はやっておられるのですか。まあこれはいいいです、答弁は。

それで、次に聞きますけれども、今度さらにマレーシア、インドネシア等に公社の職員を派遣する計画があるのかとよく聞いておりますが、具体的にどうでしょうか。

○説明員(松本警君) 何らまだ聞いておりませんで、

○鈴木市藏君 これは公社としてではなくても、だいたい国会で公社の、そういう要するに、あれですね、国外の問題についてやまじいので、海外電気通信協力会とか、そういうつ、つまり、民間の法人を通じてやっていると、そういうふうな立場でも、ございませんで、マレーシア、インドネシアなんかに対する派遣計画は。

○説明員(松本警君) ただいま先生が御質問なさいました協力会でもって計画しておるといふことは聞いておりますが、まだ正式には何ら公社に対して申し入れを受けておりませんで。

○鈴木市藏君 これは協力会が昭和四十二年度の事業計画書に書いてありますが、「マレーシア及びインドネシアに無線技術専門調査団を派遣して、わが国の無線技術の紹介につとめ、ひいてはO日回線等による当該国の通信網整備のコンサルタントを派遣するための基礎をつくる」云々といつて、マレーシアには六名、二十五日間、インドネシアには四名、約二十日間派遣する計画をすでに立てていると聞いておりますが、これには公社の職員は参加しないのでございませんで。

○説明員(松本警君) 申し入れを受けて参加するかしないかは、先ほど総裁が御発言いたしましたように、公社の業務に支障があるかどうかということによって決定されると思っております。

定の部類に属することだといふふうに承知してよろしうございませんで。

○説明員(松本警君) そのように考えます。

○鈴木市藏君 これは、これもまた、マレーシア、インドネシアのこの調査も、先ほど申し上げましたようなAPUとの一連の関係のもとで行なわれるものでありますから、これに対してまだ態度が未決定であるならば、ひとつすみやかにこのような危険な性格を持つものには協力するわけにはいかぬという基本的なひとつ態度を公社として御決定になるように深く希望をしておいて、この点に対する質問は終わりたいと思っております。

次に、最後に一つだけ、時間の関係がありますので聞いておきたいと思っておりますが、米軍——日本にいるアメリカ駐留軍ですが、新しくこの関東地区の軍事通信網を拡充強化するため、いわゆる関東マイクログをつくる計画だということを聞いております。また、この工事の一式を日本電気が約四十九億円で受注したと聞いておりますが、これが完成すれば、北海道から沖縄、さらに韓国まで、アメリカ軍独自の軍事通信網が確立されるというふうな言われておりますが、これに対してひとつ公社が関与した、あるいは知悉しているところのことをお聞かせ願いたいと思っております。

○説明員(米沢滋君) 電電公社といたしましては、これは公社に関係ないこととございまして、関与しておりませんで。

○鈴木市藏君 これは電電公社に関係がないといふのは、どういふ理由から出ていることでしょうか。

○説明員(武田輝雄君) 公社は安保条約に基づきまして、米軍に対して専用線とかその他のサービスを提供いたしておりますが、いま御指摘の関東マイクログは公社と全然無関係に米軍が施設、設備としてつくるものであるとございませんで、私のほうへも何ら公社の線を貸してくれとかいふような申し出はございませんで、公社と関係ないということとございませんで。

○鈴木市藏君 これは昭和四十一年の十二月二十

三日の日程に載った「米軍、関東地区の通信網拡充」というこの記事を中心に質問をしているわけですが、この日本における通信施設を、どういふものをつくって、だれがどういふ目的で使うかという点について、私はやっぱり最もその衝に当たらなければならぬ——どういふものがどういふ目的で使うかというのを電電公社が全然関知しないという事はおかしいではないか、日本の空の電波についてですね。それはアメリカ軍がやるのだからということも関知しないという事は、むしろ、どういふ理由によってやるのか、そうするの、かえってそのほうがおかしいと思ふのですか、どうでしょう。

○説明員(武田輝雄君) 電電公社は、電電公社法一条にもございますように、公衆電気通信事業の合理的かつ能率的な運営をやるということを中心たる業務、設立の主たる目的とされておりますので、いま御指摘のような施設、設備については、公社と無関係でございます。

○鈴木市藏君 これは民間の日本電気に発注という事になっておられますが、これは人のことを言つてたいへん——ちよつとこれは避けたいと思つておられる方が前の公社の技師長であつたという点でどうなんですか。全くこれは関係がないというふうに言われてよろしゅうございませうか、そういうふうにい切つて。

○説明員(米沢滋君) 私、いまそのお話を初めて伺つたのでありますが、佐々木技師長は昨年、一年前に公社をやめておられますが、現在日本電気でどういふことをやっておられますか、私もそうそう、一々調べておるわけではございませぬ。先ほど申し上げましたように、公社といたしましては、この問題については関知しておりませぬ。

○鈴木市藏君 もう一度この点はつきりいたしますが、これは総裁から佐々木さんという名前が出たから、私も佐々木さんという名前を申し上げますが、この方は公社をやめてから何年——はつきり言つてください。

○説明員(黒川広二君) 一年弱でございます。○鈴木市藏君 一年前には公社の技師長であつた人が、一年足らずで今度は日本電気の関東マイク建設部長になるというふうなことが、一体関係がないとか、そういうことは知らないというところで、どうなんですか、通る話ですか。

○説明員(黒川広二君) これは日本電気の中の問題でございますので、私も公社とは直接全然関係がございませぬので、どういふ仕事をなさつておるか、私もは知らないわけでございます。

○鈴木市藏君 それは公社と直接関係がないという事を言つてあなたたちは逃げますけれども、事実はどうなんですか、そういうことで世間が通りませうか。これはひとつ総裁からお答え願ひませう。

○説明員(米沢滋君) 佐々木技師長の名前が出ましたが、あまり本人の名前を出したくなかつたのですが、御本人が長く公社におられたやめたという申し出がございまして、昨年退職された。私たちがいたしまして、退職されたあとにもう公社の身分が何もないわけでございますし、そういう意味におきまして全然——日本電気のうちのどういう仕事をしておるか、私も調べたことは実はないわけでありまして、いま初めてそういうことをやつておられるというお話を聞きました。もともと、この関東マイクの話は、私も新聞で知つておるという程度でありまして、公社として別に相談を受けたとか、そういうことは全くありませんし、これは施設、設備の問題でありまして、したがって、公社と関係ない、そういうふうな考えでございます。

○鈴木市藏君 先ほど来ずっと一連の質問をしてまいつたようなこととあわせて考えてみまして、私は、公社の姿勢は十分根本的にひとつ検討してみることがある問題じゃないかというふうに思ひます。この関東マイクが完成して、独自の軍事通信網が確立整備された場合、一体どういふ事態が来るかという事をお考えになつたことがありませう。

か。これはアメリカの本国から在日米軍の基地——海外各基地間を直通する即時通話が可能になるような、そういう通信システムをつくるわけですが、先ほど申し上げましたA P U計画もその重要な一環になつておられますが、それらは全部昭和四十三年末までに完成予定のバジジシステムとあわせて、A B M、つまり、ミサイル迎撃用ミサイル設置の不可欠の要件であるとも言われております。いふならば、日本が太平洋におけるこのミサイルの防波堤になるその危険を意味する通信施設なんです。そういう軍事的にきわめて重大な性格を持つ施設に、海外においてもしかり、国内においては公社はタッチしないという事を言明しておられますが、そういうことが着々と進められていくという事について、法律に違反しなければいふんだと言つて、お互いが自分たちの小さなワクの中で問題を考えるだけではなくて、民族の全体の運命や、いまのアジアに起きてきてゐる大きな戦争への危険という問題とも関連して、主観的意図いかにかわりなく、問題の本質をもつとえつて、正しく平和の利益に沿うように問題を持つていかなければ、取り返しのつかない危険をおかすかもしれないということを、最後に警告しておきたいというふうに思ふんです。

私の質問をこれで終りたいと思ひます。○委員長(森中守義君) 他に御発言もなければ、本件についてはこの程度といたします。次回には公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十二分散会

五月三十日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。
一、放送法の一部を改正する法律案
放送法の一部を改正する法律案
放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)の一部

を次のように改正する。
第三十二条第一項ただし書を次のように改める。
ただし、放送の受信を目的としない受信設備又はラジオ放送(音声その他の音響を送る放送であつて、テレビジョン放送に該当しないものをいう。)に限り受信することのできる受信設備のみを設置した者については、この限りでない。

附則
1 この法律は、昭和四十三年四月一日から施行する。
2 この法律の施行の際現に日本放送協会が改正前の第三十二条第一項の規定により改正後の同項ただし書に規定する者と締結している契約は、この法律の施行の日に、将来に向かつて解除されるものとする。

六月二日本委員会に左の案件を付託された。(予備審査のための付託は四月十日)
一、簡易生命保険法の一部を改正する法律案
簡易生命保険法の一部を改正する法律案
(小字及び一は衆議院修正の部分)
第十七条第一項本文を次のように改める。
簡易生命保険においては、被保険者一人につき、保険金額が百五十万円をこえてはならず、かつ、特別養老保険以外のものの保険金額が百万円をこえてはならない。

附則
1 この法律は、公布の日から施行する。
2 昭和四十三年三月三十一日までの間は、この法律による改正後の簡易生命保険法第十七条第一項中「保険金額は、被保険者一人につき、百五十万円をこえてはならない。」とあるのは、「簡易生命保険においては、被保険者一人につき、保険金額が百五十万円をこえてはならず、かつ、特別養老保険以外のものの保険金額が百万円をこえてはならない。」とする。

12³ この法律の施行前に効力が発生した簡易生命
保険契約に係る保険金額の最低制限額について
は、なお従前の例による。

昭和四十二年六月十三日印刷

昭和四十二年六月十四日發行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局